○製材についての検査方法(平成19年11月22日農林水産省告示第1467号)

改正後

製材についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第1項及び同法 第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う製材についての検査方法 を規定する。

2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 外面検査(検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。)とする。
- 2) 理化学検査は、抽出して行う。
- 3) 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由によって適 当でないと認められる場合には、各個に行ってもよい。
- 4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は,3 に定めるところによ る。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、4に定めるところによる。

3 最終製品における検査

3.1 第1種検査方法

3.1.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

品目,<u>樹種</u>及び製造条件が同一と認められ,かつ,同一等級に格付しようとする 20 日分以内の製 造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 1083-1 の附属書 A の A.1 による。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に表 1 の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲 げる試料を抽出する。

表1-外面検査の抽出数

単位 枚(本)

検査荷口の大きさ	試料の数
500 以下	<u>50</u>
501 以上 1 200 以下	<u>80</u>

製材についての検査方法

(新設)

1 この検査方法は、製材の検査について適用する。

(新設)

1) 検査を分けて理化学検査(含水率試験,保存処理試験及び曲げ試験をいう。以下同じ。)及び 2 検査を分けて理化学検査(含水率試験、保存処理試験及び曲げ試験をいう。以下同じ。)及び外 面検査(検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。)とする。

改正前

- 3 理化学検査は、抽出して行う。
- 4 外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当で ないと認められる場合には、各個に行うことができる。
- 5 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6から9までに定めると ころによる。

(新設)

(新設)

6 第1種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分 以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、製材の日本農林規格(平成1 9年8月29日農林水産省告示第1083号)別記の1による。

アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞ れ右欄に掲げる試料を抽出する。

<u>検 査</u>	荷口の	大 き さ	試 料 の 数
		500枚(本)以下	50枚(本)
501枚(本)以上	<u>1</u> ,	200枚(本)以下	80枚(本)

1 201 以上 3 200 以下	<u>125</u>
3 201 以上	200

3.1.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

JAS 1083-1 の 7 及び JAS 1083-4 の 4 に準じて試験を行い<u>、その結果</u>, JAS 1083-1 の附属書 A の A.2 に進じて合格又は不合格を判定する。

b) 外面検査

<u>3.1.1 b)</u>の規定に<u>よって</u>抽出した試料の単位体ごとに <u>JAS 1083</u> に基づいて外面検査を行い<u>、その結果</u>、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし<u>、その</u>合格品の数が<u>、表2</u>の左欄に掲げる試料の数の区分に従い<u>、それぞれ</u>右欄に掲げる合格とする数以上であるときは<u>、当該検査荷口</u>のものをその等級に格付する。

表2一外面検査の合格とする数

単位 枚(本)

	<u> </u>
試料の数	<u>合格とする数</u>
<u>50</u>	43
<u>80</u>	<u>70</u>
<u>125</u>	<u>111</u>
200	179

3.2 第2種検査方法への移行

3.1 に定めるところに<u>よって</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが連続して 5 回合格に格付されたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ以後</u>の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.3 に定めるところによる。

3.3 第 2 種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

3.1.1 a)の規定を準用する。この場合において<u>3.1.1 a)中"品目,樹種</u>及び製造条件<u></u>とあるのは<u>"3.2</u> の規定に<u>よって</u>検査が <u>3.3</u> に定めるところによることとなったもので品目<u>樹種</u>及び製造条件<u>"と</u>"20 日分"とあるのは<u>"50 日分"</u>と読み替えるものとする。

b) 外面検査

a)の検査荷口から無作為に80枚(本)の試料を抽出する。

3.3.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

3.1.2 a)の規定を準用する。

b) 外面検査

<u>3.3.1 b</u>)に<u>よって</u>抽出した単位体ごとに <u>JAS 1083</u> に基づいて外面検査を行い<u></u>, その結果, 格付しよ<u>う</u>とする等級の基準に達したものを合格品とし<u></u>, その合格の数が <u>69</u> 枚 (本) 以上であるときは<u>, 当</u> <u>該検査荷口</u>のものをその等級に格付する。

1,201枚(本)以上	3,200枚(本)以下	125枚(本)
3,201枚(本)以上		200枚(本)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

<u>製材の日本農林規格別記の3</u>に準じて試験を行い<u>、その結果、同別記の2</u>に準じて合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した試料の単位体ごとに<u>製材の日本農林規格</u>に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の標準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

試料の数	合格とする数
50枚(本)	43枚(本)
80枚(本)	70枚(本)
125枚(本)	111枚(本)
200枚(本)	179枚(本)

7 第2種検査方法への移行

<u>6</u>に定めるところに<u>より</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが連続して<u>5</u>回合格に格付されたときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ以後</u>の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は<u>、8</u>に定めるところによる<u>ものとする</u>。

8 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 理化学検査

<u>6の(1)のア</u>の規定を準用する。この場合において<u>、同ア中「品目、樹種</u>及び製造条件<u>」</u>とあるのは<u>「7</u>の規定に<u>より</u>検査が<u>8</u>に定めるところによることとなったもので品目<u>、樹種</u>及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に80枚(本)の試料を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 理化学検査

6の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

<u>(1) のイにより</u>抽出した単位体ごとに<u>製材の日本農林規格</u>に基づいて外面検査を行い<u>、その結果、格付しよう</u>とする等級の基準に達したものを合格品とし<u>、その</u>合格の数が<u>69</u>枚(本)以上であるときは<u>、当該検査荷口</u>のものをその等級に格付する。

3.4 第1種検査方法への移行

<u>3.3</u> に定めるところに<u>よって</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが <u>1</u> 回その格付けしようとする等級に合格されなかったときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ以後</u>の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1 に定めるところによる。

4 製造工程における検査

4.1 抽出の割合等

品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程(製材についての取扱業者の認証の技術的基準の2.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。)に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に 達したときは、当該検査荷口の製材を合格に格付する。

9 第1種検査方法への移行

<u>8</u>に定めるところに<u>より</u>検査を行った結果<u>、その</u>検査荷口のものが<u>1</u>回その格付しようとする等級に格付されなかったときは<u>、その</u>検査荷口に係る工場の製品については<u>、それ以後</u>の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は<u>、6</u>に定めるところによる<u>ものとする</u>。

(新設)